

●地域指定の区分

都市計画法用途地域	騒音区域の区分	振動区域の区分	悪臭区域の区分	特定建設作業
第一種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	A地域	第1号区域
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域	第2種区域			
第二種中高層住居専用地域				
第一種・第二種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域・商業地域	第3種区域			
準工業地域				
工業地域	第4種区域 (一部第2種区域あり)	第2種区域Ⅱ (一部第1種区域あり)	C地域	第2号区域
工業専用地域	第4種区域	第2種区域Ⅱ		

※ただし、山口市において工業専用地域の指定はない

●規制基準

○特定工場等に対する規制基準

・騒音の規制基準

時間 \ 区域	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	50db以下	60db以下	65db以下	70db以下
朝および夕	45db以下	50db以下	65db以下	70db以下
夜間	40db以下	45db以下	55db以下	65db以下

時間の区分	時間
朝	午前6時から午前8時まで
昼間	午前8時から午後6時まで
夕	午後6時から午後9時まで
夜間	午後9時から翌日の午前6時まで

・振動の基準

時間 \ 区域	第1種区域	第2種区域Ⅰ	第2種区域Ⅱ
昼間	60db以下	65db以下	70db以下
夜間	55db以下	60db以下	65db以下

時間の区分	時間
昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで

○特定建設作業に対する規制基準（騒音規制法第15条第1項の規定による基準および振動規制法施行規則別表第1）

区分	敷地境界での大きさ	夜間作業の時間制限	作業時間の制限	作業日数の制限	作業日の制限
1号区域	[騒音] 85デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時までは作業を行わないこと	1日10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	日曜・休日に作業を行わないこと
2号区域	[振動] 75デシベル以下	午後10時から翌日の午前6時までは作業を行わないこと	1日14時間を超えないこと		
適用除外	—	①～④	①～②	①～②	①～⑤

（注） 「適用除外欄」に該当する項目は以下のとおりであり、適用除外に該当する作業を行う場合は、道路使用（占有）許可の写し等が必要になりますので、事前に、環境衛生課と協議してください。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体に対する危険を防止するため、特に行う必要がある場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行を確保するため、特に行う必要がある場合
- ④ 道路法又は道路交通法の規定に基づき、道路の使用（占有）の許可又は協議において、条件（夜間作業、日曜・休日作業）が指定された場合
- ⑤ 電気事業法に規定する変電所の変更工事のうち、作業場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命・身体に対する安全が確保できないため、特に行う